## 意見募集を行った案からの変更点

## <土地関係>

【変更箇所】 固定資産評価基準第1章第2節三4、同第3節三4(2)及び同第7節三4

【変更理由】

主従関係をより明らかにするため、「指定市町村以外の市町村の長」等の語句の挿入位置を変更した。また、「当該市町村」の意味をより明確にするため、「当該報告をすることができない市町村」と 改めた。

変更箇所	変更前	変更後
西 世 世 世 世 第 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	外の市町村の長が2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該市町村を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができる	固定資産評価基準第1章第2節三4 「事情により、 <u>指定市町村以外の市町村の長が</u> 3 の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は当該 <u>報告をすることができない市町村</u> を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> については、2の(2)による報告が行われ次第、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」
	第3節三4(2) 「事情により、3の(1)に定める2と同様の方法によって行うとされるもののうち、 <u>指定市以外の市町村の長が</u> 2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は <u>当該市町村</u> を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、 <u>当該市町村</u> については、2の(2)による報告が行われ次第、当該市町村を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」	第3節三4(2) 「事情により、 <u>指定市以外の市町村の長が</u> 3の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は <u>当該報告をすることができない市町村</u> を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> については、2の(2)による報告が行われ次第、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」
	て2の(3)による所要の調整を行うことができる	第7節三4 「事情により、 <u>指定市町村以外の市町村の長が</u> 3の(1)に定める2と同様の方法によつて行うとされるもののうち、2の(2)による報告を行うことができない場合、都道府県知事は <u>当該報告をすることができない市町村</u> を除いて2の(3)による所要の調整を行うことができるものとし、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> については、2の(2)による報告が行われ次第、 <u>当該報告をすることができない市町村</u> を除いて行われた市町村間との評価の均衡を考慮するものとする。」